

指定居宅療養管理指導事業者 指定申請の手引き

1 指定要件の概要

居宅療養管理指導事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 病院、診療所又は薬局であること。

居宅療養管理指導の事業を行うためには、以下の人員、設備及び運営基準を満たした上で、介護保険法に基づく申請をして指定を受けることが必要です。

ただし、健康保険法により保険医療機関の指定を受けた病院・診療所又は保険薬局については、居宅療養管理指導事業所の指定があったものとみなされ（以下「医療みなし」という。）、申請は不要となっています。

なお、医療みなしは、特段の申出により辞退することができますが、医療みなしを辞退した病院・診療所又は薬局が、介護保険での居宅療養管理指導を行うためには、改めて申請をして指定を受ける必要があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

【医療機関（病院又は診療所）の場合】

① 医師又は歯科医師

② 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士

その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

【薬局の場合】

① 薬剤師

（留意点）

※ 居宅療養管理指導の人員基準が平成 30 年 4 月に改正され、看護職員による居宅療養管理指導は、廃止されました。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

① 設備基準

- ・病院、診療所又は薬局であること。
- ・事業のために必要な広さを有し、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- ・設備及び備品等については、病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

② 運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34 号）」を参照してください。

2 申請の流れ

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に1部提出します。書類は原則としてA4判で統一してください。

(1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）

(2) 付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者の記載事項

(3) 添付書類

- ①申請者の登記事項証明書又は条例等（法人以外の病院・診療所・薬局については不要です。）
登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく居宅療養管理指導事業（介護予防居宅療養管理指導事業を実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です（法人所轄庁において記載が不要とされた場合を除く。）。
- ②病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書、薬局の開設許可証の写し
- ③申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）
事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。
- ④従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ⑤職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類
資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。（資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。）また、従業員（常勤・非常勤問わず）について、雇用契約書、辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。
- ⑥事業所の平面図（参考様式3）及び写真
用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。
事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。
- ⑦運営規程
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 従業員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 営業日及び営業時間
 - 五 指定居宅療養管理指導の内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 八 その他運営に関する重要事項

⑧利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式 6）

⑨事業開始から 1 年間の事業計画書及び収支予算書

ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から 1 年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

⑩損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

⑪誓約書（参考様式 7 介護予防居宅療養管理指導の場合は参考様式 8）

⑫従業員一覧表（参考様式 15）

常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のある全ての従業員を記載します。

※ 令和 5 年 7 月 1 日以降、指定指令書は、原則電子交付（メールでの交付）になります。

ただし、パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、以下の書類をご提出ください。

①紙交付の申請書

②費用減免の申立書

③指定指令書送付用封筒（250 円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載した A4 判の書類が折らずに入る定形外の封筒）

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の指定を同時に受ける時の特例

指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合、指定居宅療養管理指導事業者の申請に係る書類は、(1)、(2)、(3)の⑪を除き省略することができます。

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

※介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますのでご参照ください。

(3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/kaigohoken/index.html>

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお願いします。

なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。（不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。）

- ※ 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保険主管課へお問合せください。
（老人福祉法とは権限委譲市が一部異なりますのでご注意ください。）